

やまがた鉄道沿線活性化助成金実施要領

(目的)

第1 山形県庄内地区羽越新幹線整備実現同盟会(以下、「本同盟会」という。)は、庄内地域の小学生に鉄道に親しみを持ち、身近な交通機関であることを理解してもらうため、鉄道乗車体験を行う小学生及び引率者の切符購入費用を予算の範囲内において助成金を交付するものとします。

(助成金の対象者)

第2 助成金の対象者は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 庄内地方の小学校の児童の団体(学年・学級・PTA、スポーツ少年団、子ども会等)
- (2) 庄内地方に住む小学生の任意の5名以上のグループ
- (3) 引率する大人は、児童10名以内は1名。以下10名毎に1名追加するものとします。

(助成の期間)

第3 実施の期間は、令和5年7月1日から令和6年1月31日までとします。

(助成金の対象経費)

第4 本助成の対象となる経費は、第3の実施期間中に乗車した羽越本線並びに陸羽西線の片道又は、往復鉄道運賃とします。

(助成金の額)

第5 助成金の額は、片道運賃並びに往復運賃の内、子ども及び大人共に一人当たり往復で1,000円を上限額とします。片道の場合は500円です。

(助成金の交付申請)

第6 助成金の交付を受けようとする者は、乗車する10日前までに、鉄道乗車体験支援申込書(様式第1号)を提出するものとします。

(助成金の交付決定)

第7 前項の規定により鉄道乗車体験支援報告書が提出された場合、その内容を審査し適正と認めた場合は、助成金の交付決定を行い、申請者に通知(様式3)するものとします。

(助成金の実績報告)

第8 申請者は、乗車した日から7日以内に鉄道乗車体験支援報告書(様式第2号)を次の各号に掲げるいずれかの書類を添付し、提出するものとします。

- (1) 対象経費に係る領収書の写し
- (2) 支払いを証明する書類又は資料
- (3) その他本同盟会が、必要と認めた書類

(助成金の額の確定と支払い)

第9 本同盟会は、報告書の内容を審査し、助成金額の確定を行い、速やかに助成金を支払うものとします。

(交付決定の取り消し)

第10 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、助成金の全額を返還させることとします。

(助成金の返還)

第11 前項による取り消しの通知を受けた場合は、速やかに助成金を返還しなければならないものとします。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。